

美しい故郷を未来の世代に引き継ぐために  
環境意識の高い市民が集う快適環境都市「るもい」

# 第2期留萌市環境基本計画

概要版



留 萌 市

# はじめに

留萌市は、海と山の豊かな自然環境に囲まれ、このかけがえのない環境を将来の世代に引き継ぐために、市民一人ひとりが日常生活や事業活動により深く関わっていくことが重要な責務と考えております。

今日、世界的には、地球温暖化を始めとした様々な環境問題が深刻化し、日本におきましても、温室効果ガス排出量の抑制や循環型社会の構築などにより、持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

留萌市では、平成15年3月に「現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境の確保」を目的に「留萌市環境基本条例」を制定し、また、平成18年3月には「留萌市環境基本計画」を策定し、「市民、事業者、市」が環境保全を推進するための指針として取り組んできました。

第2期留萌市環境基本計画は、前計画を引き継ぎ、国が掲げた温室効果ガスの削減目標やこれからの環境問題に対してより一層の取り組みを推進するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年3月

留萌市長 高橋 定敏

## 目次

<b>第1章</b>	計画策定の考え方 …………… 1 (・計画策定の背景 / ・計画の目的 / ・計画の期間)
<b>第2章</b>	環境の現状と課題 …………… 2 (・地球温暖化 / ・第1期計画の総括)
<b>第3章</b>	望ましい環境像と基本目標 …………… 4 (・望ましい環境像 / ・基本目標)
<b>第4章</b>	基本目標ごとの施策と行動 …………… 5 (・環境目標 / ・具体的な取組みと施策)
<b>第5章</b>	計画の推進体制と進行管理 …………… 11 (・推進体制 / ・進行管理)



# 第1章 計画策定の考え方

## 計画策定の背景

本市では、平成15年3月に、良好な環境の将来世代への継承及び持続的に発展する社会の構築等を基本理念とした「留萌市環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため、平成18年3月に、平成27年度を目標年度とする「留萌市環境基本計画」を策定し、市民、事業者、及び市のすべての者が公平な立場から協力し、各分野における環境保全の取組みを進めてきました。

近年では地球温暖化の問題が世界規模で深刻な状況となり、平成27年11月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、新たな温暖化対策として「パリ協定」が採択され、発展途上国を含む全ての国が温室効果ガスの削減に取り組むこととなりました。

我が国の地球温暖化対策は、2030年度までに2013年度比で26%の温室効果ガスの削減目標を決定しており、経済界、自治体、NPO等と連携しながら、低炭素型の製品への買換、サービスの利用、ライフスタイルなどを促す「COOL CH OICE」（賢い選択）を推進することとしています。

本市における環境基本計画の進捗状況は、大気や水質などの環境基準を概ね達成している一方で、市民アンケート調査では、市民の環境に対する関心度や満足度は十分ではない結果となっていることから、国の地球温暖化対策の実現に向け、より一層の取組みを推進し、環境基本条例における基本理念を実現するため、第2期留萌市環境基本計画を策定するものです。

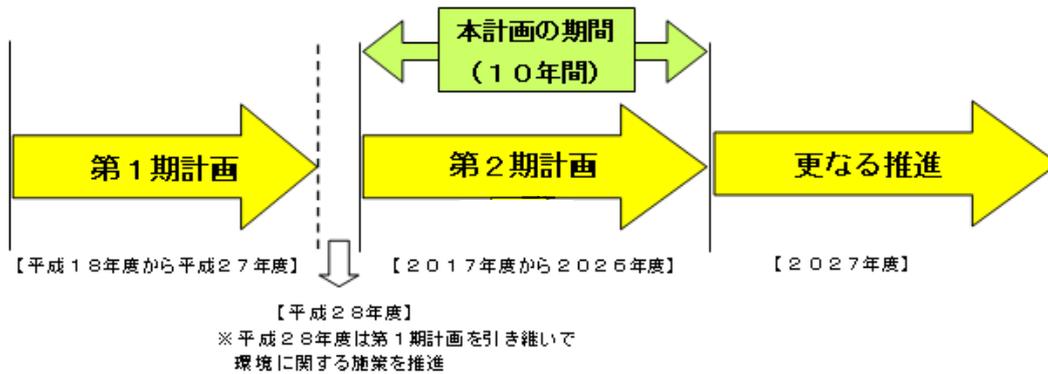
## 計画の目的

本計画は、留萌市環境基本条例第3条の基本理念の着実な実現に向け、市民、事業者及び市のすべての者が責務を明らかにし、環境に関する広範な施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として策定することを目的としています。

### 「留萌市環境基本条例」第3条（基本理念）

- 1 健全で恵み豊かな環境の確保と将来の世代への継承
- 2 各主体の公平な役割分担と相互に連携・協力
- 3 人と自然の共生を基本とし、循環型社会の実現
- 4 地球環境保全の積極的推進

## 計 画 の 期 間



## 第2章 環境の現状と課題

### 地 球 環 境

#### ○地球温暖化

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスにはさまざまなものがあり、中でも二酸化炭素はもっとも温暖化への影響度が大きく、石油や石炭などの化石燃料の使用が増えたことにより大気中の二酸化炭素濃度が増加しています。

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、2100年の世界地上平均気温は、1986年～2005年と比較して0.3～1.7℃（最大で4.8℃）上昇すると予測されており、地球温暖化を防止するためには、私たちの生活習慣を変えることが不可欠となります。

不要なものはできるだけ購入しない、大事にものを使い、再利用やリサイクルを心がけることは大変重要なことです。

また、温暖化を防ぐためには、節電をすることや、移動の際は自転車や公共交通機関を利用するなどの努力も必要です。

生活の中で、できる限り資源やエネルギーの無駄使いを無くし、再利用やリサイクルを推進することが循環型社会・低炭素社会を構築し地球温暖化を防ぐ基本となります。

現在、地球の平均温度は1.4℃前後ですが、太陽から降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めています。近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出され大気中の温度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。



地球温暖化のメカニズム

## 第 1 期 計 画 の 検 証

平成18年度から平成27年度までの10年間の第1期の環境基本計画として取組みを進め、項目ごとに次のとおり検証を行いました。

### 【地域の概要】

- 人口について：人口、世帯数とも減少し、65歳以上の人口割合が増加。
- 気象について：平均気温で0.5℃上昇し、降水量や最深積雪量は増加傾向。
- 土地について：大きな利用の変化はない。
- 産業について：産業別就労者や生産額等の状況は減少傾向。

### 【自然環境】

- 森林面積について：25,000haを維持。
- 河川工事について：多自然工法を導入し、良好な自然環境を保全。

### 【生活環境】

- 環境調査について：大気・水質・土壌・騒音・悪臭は、環境基準以内。

### 【都市環境】

- 生活排水について：下水道処理人口普及率は71.5%→84.4%に増加。  
汚水処理人口普及率は73.0%→85.9%に増加。
- 畜犬について：登録頭数は1,230頭→1,017頭に減少。  
狂犬病予防注射実施率は84.8%→75.8%に減少。
- 住宅について：木造・非木造家屋件数が減少。
- 道路について：国道、道道及び市道の道路整備が進んでいる。
- 街並・景観について：郊外に大型店が進出し、中心市街地の空洞化や空き地・空き家が増加。
- 都市公園について：公園面積は71.28ha→93.96haに増加。  
市民1人当たりの公園面積も31㎡→38㎡に増加。
- 文化財について：国の重要有形民俗文化財を適正管理。

### 【廃棄物・エネルギー】

- 廃棄物について：平成25年度から新たなごみ分別となり、埋立ごみの減量化と資源の有効利用が進んでいる。  
ごみのリサイクル率はごみ処理方法の変更に伴い、60%以上→50%以下に低下。  
市民1人1日当たりのごみ排出量は目標の900gに対して832gに減量。
- エネルギーについて：市民1人当たりの年間電灯使用量は2,388kwh→2,233kwhに減少。

### 【地球環境】

- 温暖化について：日本の温室効果ガス排出量1,067百万トンCO<sub>2</sub>→1,235百万トンCO<sub>2</sub>に増加。



## 第3章 望ましい環境像と基本目標

### 望ましい環境像

～ 望ましい環境像 ～

#### 美しい故郷を未来の世代に引き継ぐために 環境意識の高い市民が集う快適環境都市「るもい」

留萌には、すばらしい豊かな自然が多く残っており、貴重な環境資源に触れることができます。

自然が創ったこの留萌は、きれいな海や緑豊かな山々に囲まれた街であり、さまざまな生物が数多く生息している地域でもあります。

しかし、経済の発展により、私たちの生活は豊かで便利になりましたが、資源やエネルギーなどの大量消費により環境へ多くの負荷をもたらし、身近な生活環境や自然環境のみならず、温暖化など地球全体への環境に深刻な影響を及ぼしています。私たちは、これまで恵まれた環境の恩恵を受けて生活を営んできましたが、良好な環境を将来に引き継ぐためにも現状を認識し、身近な生活習慣の改善を図り、環境への負荷の少ない社会を築いていかなければなりません。

このような現状を踏まえ、市民一人ひとりが環境保全への意識と共通認識により、公平な役割分担と相互の連携・協力による取組みを行う必要があります。

### 基本目標

望ましい環境像を実現するため、次の5つの基本目標を掲げ、環境の保全と創造に関する施策を推進します。

安心して暮らせる  
住み心地のよい街

澄んだ空気と水環境を保全するため、生活環境の汚染の監視と防止に努め、安心・安全な街をめざします。

豊かな自然と  
共生する街

自然環境を維持し、市民が豊かな自然とふれあうことができる環境の創造を図り、自然と共生する街をめざします。

潤いと安らぎを  
感じられる街

公園や緑地、貴重な文化遺産の保全や計画的な整備を進め、潤いと安らぎを感じられる街をめざします。

循環型社会を  
構築する街

クリーンエネルギーの利用を推進し、ごみ分別の向上を図るため、3Rによる循環型社会を構築する街をめざします。

市民の環境意識が  
高い街

環境に関する知識と関心を高めるため、環境情報の適切な普及・啓発を図り、市民の環境意識が高い街をめざします。



## 第4章 基本目標ごとの施策と行動

### 望ましい環境像を達成するため

望ましい環境像を達成するために5つの基本目標及び16の個別目標ごとに市が実施する具体的な施策を日常生活や事業活動において取組む環境保全行動の主な方向性を示します。

### 基本目標ごとの行動例

#### 基本目標

#### 安心して暮らせる住み心地のよい街

- |                                                                        |                                                             |
|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <b>1</b> 澄んだ空気と水環境の保全<br>(1) 大気環境の保全<br>(2) 騒音と振動及び悪臭の防止<br>(3) 水環境の保全 | <b>2</b> 生活環境の汚染の監視と防止<br>(1) 環境汚染の実態調査と監視<br>(2) 有害化学物質の対策 |
|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|

住み心地のよい街をめざすため、大気や水環境の保全に努め、車両や工事によって発生する騒音や振動及び悪臭の実態調査を継続して実施することで、現状を把握し、環境保全対策に努めます。

#### 【市の施策】

- ◇ 低公害車の導入を更に推進し、利用と普及に努めます。
- ◇ アイドリングストップやエコドライブの普及を進めます。
- ◇ ごみの野外焼却（野焼き）の防止に努めます。
- ◇ 主要道路における自動車騒音の測定を実施し、状況の把握に努めます。
- ◇ 悪臭の発生に対して状況を把握し、対策を講じます。
- ◇ 「留萌市公共下水道事業計画」に基づき公共下水道を整備し、水洗化の普及に努めます。
- ◇ 公共下水道認可区域外における、浄化槽の普及を図り、浄化槽管理者に対して、浄化槽の適切な維持管理の指導を行います。

#### 【市民の取組み】

- ◇ アイドリングストップやエコドライブなど環境への配慮に努めます。
- ◇ ごみの野外焼却（野焼き）はしません。
- ◇ 生活騒音や悪臭の発生を防止し、近隣への配慮に努めます。
- ◇ ばい煙や悪臭、ダイオキシン類の発生原因となる野焼きや小型焼却炉の使用はしません。

#### 【事業者の取組み】

- ◇ 低公害車の導入に努めます。
- ◇ アイドリングストップやエコドライブなど環境への配慮に努めます。
- ◇ 事業活動によるばい煙や粉じんの発生を防止します。
- ◇ ごみの野外焼却（野焼き）はしません。
- ◇ 事業活動において、騒音、振動及び悪臭を発生させないよう配慮します。
- ◇ ばい煙や悪臭、ダイオキシン類の発生原因となる野焼きや小型焼却炉の使用はしません。



- |                                                                                                 |                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>1</b> 多様な自然環境の適切な保全と創造</p> <p>(1) 自然環境の保全</p> <p>(2) 豊かな森林の育成</p> <p>(3) 多様な水辺環境の実現</p>   | <p><b>2</b> 人が自然とふれあう環境の創造</p> <p>(1) 河川とふれあう環境づくり</p> <p>(2) 海辺とふれあう環境づくり</p> <p>(3) 動植物とふれあう環境づくり</p> |
| <p><b>3</b> 環境保全型農業・漁業の推進</p> <p>(1) 適切な施肥や農薬散布の実施</p> <p>(2) 安全な農畜産物の確保</p> <p>(3) 水産資源の保護</p> |                                                                                                         |

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、貴重な野生動植物の生息地となっています。貴重な自然の現状を的確に把握し、野生動植物の保護や自然環境への保全に関する意識の向上に努めます。

**【市の施策】**

- ◇ 自然の現状を的確に把握し、情報を提供します。
- ◇ 生物の多様性に資する、原生的な天然林などの良好な森林環境の保全に努めます。
- ◇ 環境緑地保護地区や自然景観保護地区などの自然環境の保全に努めます。
- ◇ 開発などの事業を行う場合は、環境に対する影響を調査し、良好な環境の保全に努めます。
- ◇ 自然の大切さを学ぶ機会として、自然観察会や環境学習会の開催に努めます。
- ◇ 自然環境意識の向上を図るため、市民や市民団体などによる活動の支援に努めます。
- ◇ 水源かん養機能や保水機能を持った森林や緑地の保全に努めます。
- ◇ 「留萌市森林整備計画」に基づき、計画的な森林施業と、藤山、幌糠地区等の路網整備を推進し、森林資源の整備充実を図ります。
- ◇ 河川整備においては多自然工法の導入に努めます。
- ◇ 河川・海域の水質について調査結果を収集し、情報を提供します。

**【市民の取組み】**

- ◇ 自然観察会や環境学習会に積極的に参加し、自然との共生の大切さを学びます。
- ◇ 自然環境の保全活動に参加します。
- ◇ 記念植樹など森林づくりに参加します。
- ◇ 自然林の再生や回復活動に参加・協力します。
- ◇ 水辺環境の保全活動に参加します。
- ◇ 海辺の清掃活動に参加します。
- ◇ 生活系の排水による水質の汚濁防止に努めます。

**【事業者の取組み】**

- ◇ 自然環境に配慮した工事計画や工法に努めます。
- ◇ 地域の自然環境保全活動に協力します。
- ◇ 敷地内の緑化に努めます。
- ◇ 排水などの水質検査を実施し、水質の保全に努めます。
- ◇ 海辺の清掃活動に参加します。
- ◇ 海洋汚染防止に努めます。
- ◇ 産業系の排水による水質の汚濁防止に努めます。



- |                                                              |                                                                           |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>1</b> 緑豊かな街の創造</p> <p>(1) 街の緑の保全</p> <p>(2) 花と緑の推進</p> | <p><b>2</b> 美しい街並みの形成</p> <p>(1) 景観面の配慮と推進</p> <p>(2) ポイ捨てしないモラル啓発の推進</p> |
| <p><b>3</b> 歴史と文化の継承</p> <p>(1) 歴史や文化を伝える建物、資料の保存と活用</p>     |                                                                           |

公園や緑地は、市民の安らぎや憩いの場としての役割が重要になっていますが、市街地内の緑は極めて少なく、わずかに寺社、公園に点在しており、近年、増え続ける空き地の適正管理が必要となっています。

現存する緑を保全するとともに、計画的な整備を行うと共に公園や緑地を適正に管理することを目的として、市民、事業者、市が協力して緑豊かな街の形成を推進します。

#### 【市の施策】

- ◇ 「留萌市地域緑化推進計画」に基づき、環境緑化を推進します。
- ◇ 公共施設周辺における緑化を推進します。
- ◇ 空き地の適正管理の指導に努めます。
- ◇ 総合的な緑のマスタープランとなる「緑の基本計画」の策定について検討します。
- ◇ 環境緑地保護地区や自然景観保護地区などの自然環境の保全に努めます。
- ◇ ポイ捨て防止のため、呼びかけや広報活動を行います。
- ◇ ペットの糞の処理について、適正に処理するよう指導を行います。
- ◇ 「留萌の街をきれいにする週間」事業を実施し、環境保全に努めます。
- ◇ 空き家の適正管理を指導します。
- ◇ 歴史的、自然的、文化的な価値のある文化財についての情報を提供し、これらを保存していく意識の啓発を推進します。
- ◇ 留萌市の歴史や文化を伝える建物・資料の保存に努めます。

#### 【市民の取組み】

- ◇ 公園や街路の緑化などに参加・協力します。
- ◇ 空き家管理者は、空き家の適正管理に努めます。
- ◇ ペットの飼い主は、糞の始末などモラルを守ります。
- ◇ 街の美化活動に参加・協力します。
- ◇ 空き地管理者は、敷地や空き地の適正管理に努めます。
- ◇ 留萌市の歴史と文化を学び大切にします。

#### 【事業者の取組み】

- ◇ 敷地内の清掃活動に取組みます。
- ◇ 空き店舗や、空き倉庫の適正管理に努めます。
- ◇ 開発などの事業の実施については、周辺環境との調和を図り、秩序ある景観づくりに配慮します。
- ◇ 不法投棄やごみのポイ捨てをしません。
- ◇ 空き地管理者は、空き地の適正管理に努めます。
- ◇ 歴史的な建物などの保存に協力します。



- |                                                                                                                  |                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>1</b> ごみの減量化、再利用、再生利用の推進</p> <p>(1) ごみの減量化（リデュース）の推進</p> <p>(2) 再利用（リユース）の推進</p> <p>(3) 再生利用（リサイクル）の推進</p> | <p><b>2</b> 生活様式（ライフスタイル）の見直し</p> <p>(1) ごみになるものを断る（リフューズ）</p> <p>(2) 環境への負荷の少ないものを購入する</p> <p>(3) 無駄なエネルギーを使わない</p> |
| <p><b>3</b> クリーンなエネルギーの開発と利用の推進</p> <p>(1) 地域特性を活かしたエネルギーの開発と利用</p>                                              |                                                                                                                      |

日常生活から発生するごみが環境に与える影響を自覚し、適正なごみの分別を実践しながら資源の有効利用を推進し、循環型社会の構築をめざします。

また、地球温暖化などの地球環境に負荷の少ない生活様式を普及に取り組み、環境意識の向上を図るとともに、クリーンエネルギーの導入を検討します。

**【市の施策】**

- ◇ 使い捨て商品の購入を抑制し、詰め替え商品の購入を推進します。
- ◇ 適正なごみの分別に関する周知の徹底に努めます。
- ◇ 最終処分場の延命化に努めます。
- ◇ 資源物の回収・リサイクルの促進に努めます。
- ◇ 買い物袋（マイバック）の持参や容器・包装の少ない商品の購入を推進します。
- ◇ フリーマーケットなど再利用を推進する事業を支援します。
- ◇ 転入者などに対して、ごみの分別方法を分かりやすく説明し、分別の徹底に努めます。
- ◇ 廃食用油による石けんの利用拡大を推進します。
- ◇ グリーンコンシューマー運動を推進します。
- ◇ 省エネルギーに関する意識啓発を行います。
- ◇ 環境家計簿の普及に努めます。
- ◇ クリーンエネルギーに関する情報の収集に努め、再生可能エネルギーの導入を検討します。



**【市民の取組み】**

- ◇ ルールに従い適正な分別を行います。
- ◇ 買い物袋（マイバック）の持参や容器・包装の少ない商品を購入するよう努めます。
- ◇ フリーマーケットなど再利用を推進する事業に積極的に参加します。
- ◇ 過剰包装を断ります。
- ◇ 省エネルギー機器（家電や照明器具）の買替えなどにより、節電に努めます。
- ◇ 再生可能エネルギーへの関心を高めます。

**【事業者の取組み】**

- ◇ 事業活動の中で、できるだけごみを出さないよう努めます。
- ◇ ごみの分別を適切に行い、ごみの種類に応じた適正な処理を行います。
- ◇ 食品ロスの削減に努めます。
- ◇ 過剰な冷暖房を控えて、室内温度の適正管理に努めます。
- ◇ 省エネルギー機器（家電や照明器具）の買替えなどにより、節電に努めます。
- ◇ エネルギーの有効利用を図るとともに、再生可能エネルギーの導入に努めます。

- |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>1</b> 環境教育・学習の推進<br/>(1) 街の緑の保全<br/>(2) 花と緑の推進</p> <p><b>3</b> 地球温暖化の対策の自覚と実践<br/>(1) 地球環境問題の認識<br/>(2) 国際協力</p> <p><b>5</b> パートナーシップの形成<br/>(1) 市民、事業者、市の連携<br/>(2) 広域的な連携の推進</p> | <p><b>2</b> 環境情報の収集と提供<br/>(1) 環境情報の収集と提供</p> <p><b>4</b> 快適な冬の暮らしの創造<br/>(1) 冬に強い街づくりと雪の利活用</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|

環境保全活動を進めるためには、市民一人ひとりが正しい認識と知識を持ち、環境に対するやさしさや環境保全活動に対する関心を高めるため、さまざまな機会を通じて環境情報の提供と共有化を図り、環境保全への取組みを効果的に推進します。

地球温暖化対策の中で二酸化炭素の排出量が一番大きな問題となっているため、市では、二酸化炭素排出量の削減に努めており、今後も取組みを継続しながら実践する範囲を広げ、地球温暖化対策を推進します。

また、地球温暖化対策として、国が進めている「COOL CHOICE (クールチョイス)」(賢い選択)を推進するため、低炭素型の製品への買換えやサービスの利用を通じて環境に配慮した生活様式などを促すため、さまざまな情報を収集し普及を図ります。

#### 【市の施策】

- ◇ 「環境教育推進法」に基づき、環境教育の推進等に関する施策の策定に努めます。
- ◇ 環境問題に対するセミナーなどの開催に努めます。
- ◇ 多くの市民が環境教育・学習に参加できるよう多様な機会を提供し、意識の向上に努めます。
- ◇ 小・中学生を対象とした環境情報の発信に努めます。
- ◇ 環境教育を効果的に進めるため、今後も副読本を活用しガイドブックの作成を検討します。
- ◇ 冊子「留萌市の環境」(毎年度発行)などにより、各種環境情報を積極的に公表します。
- ◇ 環境保全に関する制度やイベントなどの情報を収集し提供します。
- ◇ 市の公用車における、低公害車の導入を推進します。
- ◇ 公共施設における二酸化炭素の排出削減に努め、地球温暖化対策を率先して推進します。
- ◇ 地球環境問題における国際協力の現状と取組みに関する情報を収集し提供します。
- ◇ 「クリーンアップ日本海」事業を継続し、市民、事業者、市が一体となって実施します。
- ◇ 広域的な連携を必要とする施策、隣接自治体、国、北海道などの関係機関と協力します。

#### 【市民の取組み】

- ◇ 環境学習会などに積極的に参加します。
- ◇ 環境に関する情報を環境保全活動に有効に活用します。
- ◇ 自動車利用時は、環境への負荷を少なくする運転(エコドライブ)を実践します。
- ◇ 日常生活において、二酸化炭素の排出削減に努め、地球温暖化対策に関する情報提供・対策の知識と理解を深めます。
- ◇ 商品購入にあたって、省資源・省エネルギー型商品の購入に努めます。
- ◇ 地球環境問題について関心を持ち知識を共有します。
- ◇ 道路への雪出しや路上駐車などにより、除排雪の妨げにならないよう努めます。
- ◇ 「クリーンアップ日本海」事業に参加・協力します。

### 【事業者の取組み】

- ◇ 環境学習会などに積極的に参加します。
- ◇ 環境に関する情報を環境保全活動に有効に活用します。
- ◇ 自動車利用時は、環境への負荷を少なくする運転（エコドライブ）を実践します。
- ◇ 事業活動において、二酸化炭素の排出削減に努め、地球温暖化対策に関する情報提供・対策の知識と理解を深めます。
- ◇ 商品購入にあたって、省資源・省エネルギー型商品の購入に努めます。
- ◇ 地球環境問題について関心を持ち知識を共有します。
- ◇ 道路への雪出しや路上駐車などにより、除排雪の妨げにならないよう努めます。
- ◇ 「クリーンアップ日本海事業」に参加・協力します。

## 地球温暖化対策の自覚と実践

## 国民運動「COOL CHOICE」

クールチョイスとは、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減する目標を達成するため、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことをいいます。

### 【国の基本的役割】

- ◇ 多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進
- ◇ 率先した取組みの実施
- ◇ 国民各界各層への地球温暖化防止活動の働きかけ
- ◇ 地球温暖化に関する国際協力の推進
- ◇ 大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視
- ◇ 「COOL CHOICE」の普及・実践

### 【地方公共団体の基本的役割】

- ◇ 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進
- ◇ 自らの事務及び事業に関する措置
- ◇ 区域の事業者・住民が行う活動の促進
- ◇ 「COOL CHOICE」の普及・実践



### 【事業者の基本的役割】

- ◇ 事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の自主的かつ積極的な実施
- ◇ 社会的存在であることを踏まえた取組み
- ◇ 製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減
- ◇ 「COOL CHOICE」の普及・実践

### 【国民の基本的役割】

- ◇ 日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制
- ◇ 地球温暖化対策活動への参加
- ◇ 「COOL CHOICE」の実践



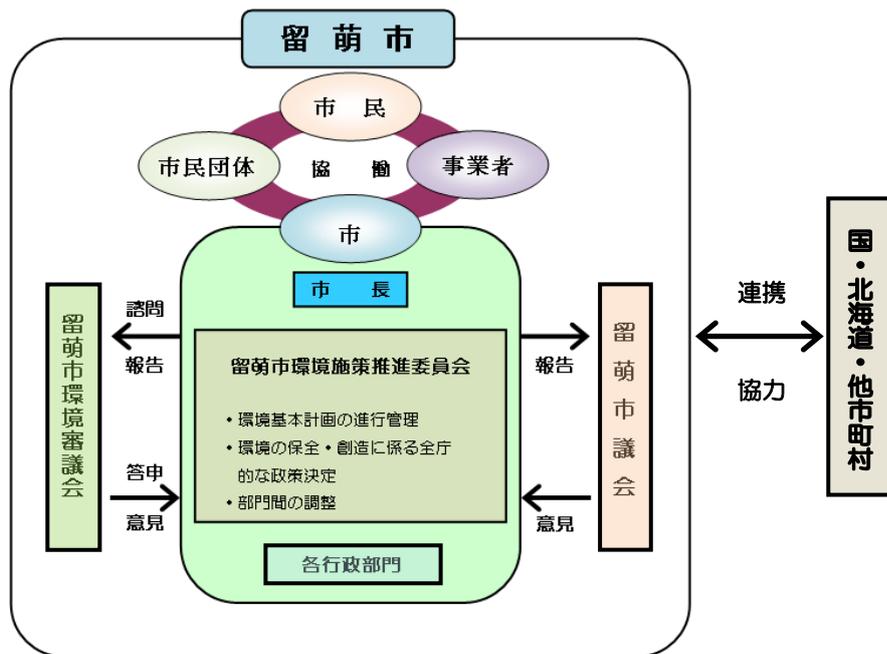
# 第5章 計画の推進体制と進行管理

## 計画の推進体制

本計画で示した各施策は、市の行政分野全般に関係しており、望ましい環境像を実現するためには、庁内各関係部課の連携と市民、事業者の積極的な取り組みや協働、他の行政機関との連携が重要であり、「留萌市環境基本条例」に規定されているように、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担いながら推進する計画です。

市は各主体と環境情報の共有化を図り、共通認識の下で協力して環境配慮行動を実践・啓発を進め、目標に対する施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内に「留萌市環境施策推進委員会」を設置し、市が実施するさまざまな環境関連施策の調整など、計画の推進と進行を管理します。

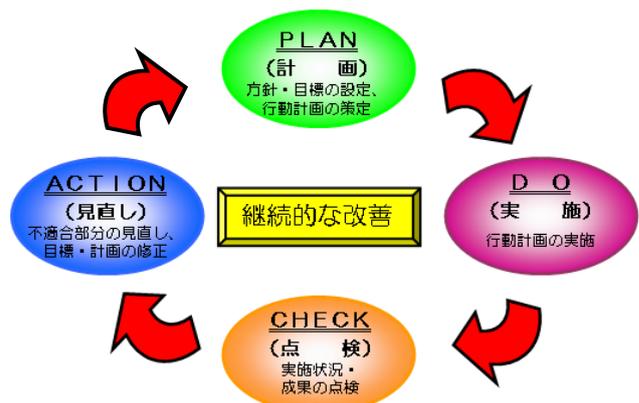
その他、市長の諮問機関である留萌市環境審議会では、本計画や環境の保全及び創造に関する事項などについて審議し、市の施策に反映することとしています。



## 計画の進行管理

本計画で掲げた各施策が着実に実行しているかどうか定期的に点検し、実効性のあることを確認することが重要です。

本計画の実効性を確保するため、「環境マネジメントシステム」に用いられるP (PLAN) - D (DO) - C (CHECK) - A (ACTION) サイクルの考え方に基いて、的確な進行管理を行います。





留 萌 市

## 第 2 期留萌市環境基本計画【概要版】

平成 2 9 年 3 月 発行

発 行 留 萌 市

編 集 都市環境部環境保全課

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

TEL (0164) 42-1806 内線124、125

FAX (0164) 43-8778

URL <http://www.e-rumoi.jp/>

Mail [seikatukankyou@e-rumoi.jp](mailto:seikatukankyou@e-rumoi.jp)